

P113 9-12

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進することにより、持続可能な森林経営を通じた世界の森林減少・劣化の抑止に貢献する。」

「森林減少・劣化に由来する排出の削減等への対応」として上記記載があるが、合法性確認の重要性は認識するものの、国によっては、自然林の農地転換を合法、と位置付けている場合もあるため、それだけでは森林減少や劣化の抑止に貢献するとは言い難い。また、合法性というのは持続可能を実現するための要求の一つであり、「持続可能な森林経営」を目指すためには合法性の確認だけでは不十分である。